

第48回（平成29年11月28日）

○的井総務課長 定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全委員御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第48回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1、国税庁（国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書）の概要につきまして、井上調査官から説明をお願いします。

○井上調査官 番号法等により行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

国税庁が実施する「国税関係（受付）事務」及び「国税関係（賦課・徴収）事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。今般、平成29年11月22日付官公2-20にて、国税庁から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、国税庁の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

よろしくをお願いします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの井上調査官の説明にありましたように、国税庁の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。全項目評価書の概要につきまして、国税庁から御説明をお願いします。

○国税庁 平素は、個人情報保護に対しまして御指導賜り、誠にありがとうございます。

国税庁では、平成26年度に承認されました「国税関係（受付）事務 全項目評価書」と「国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書」に基づき、平成28年1月から個人番号を利用しております。今回、特定個人情報の取扱いに変更が生じることから、両評価書につきまして評価の再実施を行うこととしましたので、その内容について説明いたします。

まず、「国税関係（受付）事務 全項目評価書」の変更について2点あります。5ページの「（別添1）事務の内容」をご覧ください。

1点目として、e-Taxの利用の簡便化に伴い、変更を行っております。国税関係（受付）事務では、e-Tax、国税電子申告・納税システムを利用して申告書等の收受を行っております。現在、e-Taxを利用開始する際には、事前に開始届出書を税務署に提出して、ID・パスワードを取得するとともに、マイナンバーカード等の電子証明書を登

録することになっております。利用の際には、ID・パスワードを入力するとともに、マイナンバーカード等を用いて電子署名をすることになっておりますが、e-Tax利用の簡便化の観点から、マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由等でe-Taxにログインするだけで事前の開始届出書の提出やID・パスワードの入力を不要とし、簡単にe-Taxの利用が可能となるよう、「マイナンバーカード方式」の導入を予定しております。

「マイナンバーカード方式」では、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書により本人確認を行うこととしており、対象者以外の情報の入手を防止するためのリスク対策にその旨を追記しております。また、マイナンバーカード及びカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応として、厳格な本人確認に基づき、税務署長が発行したID・パスワードを用いることによりe-Taxの利用を可能にする「ID・パスワード方式」の導入を予定しております。「ID・パスワード方式」では、厳格な本人確認行為で発行したID・パスワードにより本人確認を行うこととしており、「マイナンバーカード方式」と同様、対象者以外の情報の入手を防止するためのリスク対策にその旨を追記しております。これら2つの方式はいずれも平成31年1月から（平成30年分所得税の確定申告から）の導入を予定しております。

2点目として、OECDの共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換の開始に伴い変更を行っております。

外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するため、共通報告基準（CRS）をOECDが公表しております。この基準に基づき、各国の税務当局は自国の金融機関から非居住者が保有する金融口座の情報の報告を受け、非居住者の居住国の税務当局に対し、その情報を提供することとなっております。我が国も外国金融機関等に口座を有する日本非居住者の個人番号を含む情報をOECDが開発した共通送受信システムにe-Taxを接続して入手することになります。共通送受信システムへのアクセスは通信経路やデータの暗号化等により高度な安全性が担保されているため、その旨をリスクに対する措置の内容欄に追記しております。

続いて、「国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書」の変更についても2点あります。こちらのほうは5ページの「（別添1）事務の内容」をご覧ください。

賦課・徴収事務において取り扱う特定個人情報ファイルは、KSKシステムの（1）から（13）までの各サブシステムで保有している13ファイル、（14）の租税に関する法律に基づく調査により取得した1ファイル及び（15）の租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した1ファイルの計15ファイルとなっております。今回、KSKシステムのサブシステムで保有している大枠の13ファイルのうち、（10）資料調査特定個人情報ファイルについて変更を行っております。

まず1点目としては、先ほど受付事務で説明いたしましたCRSに基づく自動的情報交

換において共通送受信システムに e-Tax を接続して入手した情報の管理を K S K のサブシステムである資料調査システムで行うことになることから、(10) 資料調査特定個人情報ファイルの入手元等に外国税務当局を追記しております。なお、e-Tax から K S K システムへの連絡はインターネットを介さない内部ネットワークを用いて行うことになります。

次に、2点目として、資料情報活用の観点から、これまで複数のシステムに入力されていた資料情報を統合、管理し、資料情報を一括して横断的に検索するため、資料調査システムの改修を予定しております。それに伴い(10) 資料調査特定個人情報ファイルの変更を行っております。具体的には(10) 資料調査特定個人情報ファイルの入手元に調査対象者の取引先等の関係者を追記しております。調査対象者の取引先等の関係者からの情報の入手は、国税通則法第74条2の質問検査権に基づき行うこととされており、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査において必要があるときに限られることから、必要な情報以外を入手することを防止するためのリスク対策にその旨を追記しております。

また、資料情報のデータでのダウンロードを可能とし、活用することから、ダウンロード先の限定、他フォルダへの持ち出し制限、保存期間の設定により定期的にファイルの削除を行うことなど、セキュリティ対策を講じることとしており、特定個人情報の使用におけるその他のリスク対策にその旨を追記しております。

以上が今回の主な変更内容の説明であります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 御説明ありがとうございます。

今の御説明の中でもありましたが、外国税務当局から特定個人情報として日本の居住者の金融口座の情報を入手するというお話がありました。先ほど御説明の中でも一部、既に触れていらっしゃると思いますが、その際の情報漏えい等を防止するための具体的な対策について、もう少し詳しく御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○国税庁 御質問の外国税務当局から特定個人情報を入手する際のリスク対策について説明いたします。

C R S による金融口座情報の自動的交換、つまり、外国税務当局から特定個人情報を入手するときは、OECDが各国の税務当局とも合意して開発いたしました共通送受信システム、Common Transmission System、略してC T Sと呼んでおりますが、このC T Sを経由して行うことになっております。このC T Sを利用するためには、事前に各国税務当局が登録した電子証明書による認証が必要となっております。

また、C T Sの通信経路はS F T Pと言われる暗号化方式によって全てのデータの通信経路が暗号化されているほか、外国税務当局がC T Sにデータを送信する段階でも個々に

電子署名を行って改ざん検知やなりすまし防止の措置を講じるなど、二重に暗号化されており、高度な安全性が担保されています。また、各国税務当局が同様の方法を採用することになっています。

○大滝委員 どうもありがとうございました。

○堀部委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

外国金融機関などにおける特定個人情報の取扱いに関してお伺いしたいのですが、委員会としては、外国金融機関等における特定個人情報の取扱いは保護評価の対象ではないのですが、国税庁として特定個人情報が適切に取り扱われるためにどのように対応されているのか、そういった点について少し御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○国税庁 外国金融機関等による特定個人情報の適切な取扱いの担保につきまして、説明いたします。

OECDではウェブサイト上に各国税務当局や金融機関等が閲覧可能な各国地域の関連法制等が掲載されたポータルサイトを整備しており、国税庁ではこのポータルサイトや国際会議の場において日本の番号制度の周知と、外国金融機関等において適切に個人番号が取り扱われるよう、依頼を行っているところです。

また、CRSに関する権限のある当局間の合意に基づき、各国税務当局は情報保護に関して物理的、技術的、人的等の側面における安全管理措置を講じる必要があります。万が一、情報保護の不履行などが発生した場合には、OECDまたは外国税務当局から個人番号の取扱状況の報告を受けることになっており、外国金融機関等において個人番号の適切な取扱いがなされていないと考えられる場合には、国税庁としては、外国税務当局にその是正を申し入れ、それでも是正されない場合には個人番号の収集や情報交換の停止などを検討することとしております。

○堀部委員長 よろしいですか。

○加藤委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。特に御発言がありませんので、私からは質問というよりも要望です。リスク対策については、評価書にも書かれておりますが、これは極めて重要なものであります。問題になるのは職員のところ、国税庁におかれましては特定個人情報の取扱いについて、職員に対して実務に即した教育・研修を確実に実行していただくようお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特に御発言がありませんので、質疑応答はこれで終わりとしたしまして、本評価書については本日の説明内容等も踏まえて審査を進めていくこととしたいと思います。本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。

○堀部委員長 次に議題2、その他です。

委員の海外渡航承認につきまして、手塚委員が12月2日から12月5日までインドネシア、12月9日から12月17日までアイルランド等、加藤委員が12月6日から12月10日までタイにそれぞれ委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料については、承認した後に委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回でございますが、12月6日水曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料でございますが、ただいまの御決定どおりに取り扱わせていただきます。本日は誠にありがとうございました。